

(参考) 地区計画に係る令和元年6月以前の運用基準等の取扱一覧

地区	令和元年6月以前の地区計画の運用基準等の名称	7月以降の取扱
日本橋・東京駅前地区	東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画に関する運用基準 (29 中都地第 256 号 平成 29 年 9 月 21 日)	廃止
	第2 建築物等の用途の制限に係る商業施設の用途	内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第3の1(1)及び2(1)に位置づけました。
	第3 壁面の位置の制限について区長が特に認める道路の基準	都市計画に同内容を定めました。
	第4 工作物の設置の制限	内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第3の9に位置づけました。
	建築基準法第68条の5の5第1項及び第2項に基づく認定に関する基準(日本橋・東京駅前地区) (29 中都建第 660 号 平成 29 年 12 月 26 日)	内容を一部変更のうえ、全地区共通の認定基準に変更しました。
銀座地区	東京都市計画地区計画銀座地区地区計画に関する運用基準 (10 中都地第 149 号 平成 10 年 11 月 25 日)	廃止
	第2 建築物等の用途の制限に係る商業施設の用途	内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第3の1(1)及び2(1)に位置づけました。
	第3 壁面の位置の制限について区長が特に認める道路の基準	都市計画に同内容を定めました。
	第4 工作物の設置の制限	内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第3の9に位置づけました。
建築基準法第68条の5の5第1項及び第2項に基づく認定に関する基準(銀座前区) (29 中都建第 660 号 平成 29 年 12 月 26 日)	内容を一部変更のうえ、全地区共通の認定基準に変更しました。	
第2ゾーン	建築物等の用途の制限に係る商業施設の用途	廃止し、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第3の1(1)に位置づけました。
	地区計画区域内における工作物の設置の制限について(第2ゾーン)	廃止し、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第3の9に位置づけました。

	<p>建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 1 項及び第 2 項に基づく認定に関する基準（第 2 ゾーン）</p> <p>（30 中都建第 155 号 平成 30 年 7 月 1 日）</p>	<p>内容を一部変更のうえ、全地区共通の認定基準に変更しました。</p>
	<p>2 以上の道路に面している敷地における建築物等の高さの最高限度に関する運用基準（第Ⅱゾーン）</p> <p>（30 中都地第 173 号 平成 30 年 7 月 1 日）</p>	<p>廃止し、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第 3 の 8（2）に位置づけました。</p>
月島地区	<p>建築物等の用途の制限に係る商業施設の用途</p>	<p>廃止し、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第 3 の 1（1）に位置づけました。</p>
	<p>地区計画区域内における工作物の設置の制限について（月島地区）</p>	<p>廃止し、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第 3 の 9 に位置づけました。</p>
	<p>建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 1 項及び第 2 項に基づく認定に関する基準（月島地区）</p> <p>（26 中都建第 115 号 平成 26 年 6 月 9 日）</p>	<p>内容を一部変更のうえ、全地区共通の認定基準に変更しました。</p>
	<p>2 以上の道路に面している敷地における建築物等の高さの最高限度に規定する歩道状空地等に関する運用基準（月島地区）</p> <p>（29 中都地第 257 号 平成 29 年 9 月 21 日）</p>	<p>廃止し、都市計画に同内容の一部を定めるとともに、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第 3 の 8（3）に位置づけました。</p>
	<p>月島地区地区計画の一般街区における 3 項道路の取扱基準</p> <p>（30 中都地第 154 号 平成 30 年 5 月 17 日）</p>	<p>廃止し、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第 3 の 10 に位置づけました。</p>
全地区	<p>中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 8 条の運用に関する基準</p> <p>（25 中都建第 7 号 平成 25 年 4 月 1 日）</p>	<p>廃止し、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第 3 の 7 に位置づけました。</p>
	<p>地区計画条例における「寮」、「寄宿舍」の取扱い基準</p> <p>（15 中都建第 90 号 平成 15 年 5 月 23 日）</p>	<p>廃止し、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第 3 の 1（3）に位置づけました。</p>
	<p>東京都中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 18 条 2 号の許可に関する基準</p> <p>（11 中都建第 28 号 平成 11 年 4 月 20 日）</p>	<p>廃止</p>
	<p>中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 5 条の運用に関する基準</p> <p>（30 中都建第 156 号 平成 30 年 7 月 1 日）</p>	<p>廃止し、内容を一部変更のうえ、地区計画の運用基準第 3 の 3 に位置づけました。</p>
	<p>地区計画における「良質住宅」及び「住宅関連施設」に関する運用基準</p> <p>（30 中都建第 157 号 平成 30 年 7 月 1 日）</p>	<p>廃止</p>

(参考) 高度利用地区に係る令和元年6月以前の運用基準等の取扱一覧

	令和元年6月以前の高度利用地区の運用基準等の名称	7月以降の取扱
	中央区日本橋・東京駅前地区における高度利用地区運用基準 (15中全都第253号 平成15年12月16日)	廃止し、内容を一部変更のうえ、日本橋・東京駅前地区及び銀座地区共通の高度利用地区の運用基準を制定しました。
	中央区銀座地区における高度利用地区運用基準 (15中全都第306号 平成15年1月28日)	廃止し、内容を一部変更のうえ、日本橋・東京駅前地区及び銀座地区共通の高度利用地区の運用基準を制定しました。
	機能更新型高度利用地区におけるサービス店舗の取扱い基準 (15中都建第397号 平成15年12月4日)	廃止
	三原橋ロータリー(晴海通り)に関する機能更新型高度利用地区の取扱いについて (都市整備部都市計画課 平成14年5月22日)	廃止し、同内容を高度利用地区の運用基準第3の1(1)に位置づけました。
	京橋3丁目3番街区(中央通り)に関する機能更新型高度利用地区の取扱いについて (都市整備部地域整備課 平成19年7月11日)	廃止し、同内容を高度利用地区の運用基準第3の1(1)に位置づけました。